

第47号議案

令和3年12月16日
任用給与課

東京都人事委員会通達の一部改正等について（給与関係・勤務時間関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会通達の一部改正については別添1のとおり一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の新設については申請（別添3）のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会通達の一部改正（別添1）

- 1 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

- 9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の新設（別添3）

- 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について
- 2 講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

**臨時的任用職員の
年次有給休暇の日
数**

第13条の2（新設）
第1項
別表2の2（新設）

第2項
第1号

第2号

第3号

【臨時的任用職員制度の導入に伴う改正】

- 臨時的任用職員の年休の日数は、一会計年度における任用期間に応じ別表第2の2のとおり

別表第2の2

| 任用期間 | 付与日数 |
|----------------|------|
| 11月を超え1年以内の期間 | 20日 |
| 10月を超え11月以内の期間 | 18日 |
| 9月を超え10月以内の期間 | 17日 |
| 8月を超え9月以内の期間 | 15日 |
| 7月を超え8月以内の期間 | 13日 |
| 6月を超え7月以内の期間 | 12日 |
| 5月を超え6月以内の期間 | 10日 |
| 4月を超え5月以内の期間 | 8日 |
| 3月を超え4月以内の期間 | 7日 |
| 2月を超え3月以内の期間 | 5日 |
| 1月を超え2月以内の期間 | 3日 |
| 1月以内の期間 | 2日 |

- 同一会計年度内に、臨時的任用職員が任用期間満了後に引き続き、新たに臨時的任用職員として任用又は更新される場合の年休の日数
＝「勤務が継続しているものとみなした場合の任用期間に対する年休の付与日数（別表2の2）」－「当該年度内で使用した年休の日数」

- 東京都の常勤職員等であった者が、引き続き新たに臨時的任用職員に任用される場合の年休の日数＝(ア)+(イ)+(ウ)－(エ)

(ア) 新たに付与される日数（別表第2の2）

(イ) 任用日前1年の期間内に付与された日数×当該年休付与日（前付与日）から任用日までの月数÷12

(ウ) 前付与日前の1年の期間内に付与された日数のうち使用しなかった日数

(エ) 前付与日から任用日の前日までに使用した日数

(例) 常勤職員が3月に退職後、4月から臨時的任用職員(任期6月)になった場合（1月時点の年休が40日（付与20日、繰越20日）、1～3月に10日使用）

(ア)10日+(イ)5日（＝20日×3月÷12）+(ウ)20日－(エ)10日＝25日

- 東京都の会計年度任用職員であった者が当該任用の期間満了後、引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合の年休の日数

＝「その年度に付与された年休の残日数」＋「別表第2の2の日数」

**臨時的任用職員の
年次有給休暇の繰
越し**

第13条の3（新設）
第1項

【臨時的任用職員制度の導入に伴う改正】

- 東京都の臨時的任用職員であった者が翌年度に引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合、年休は20日を限度として翌年度に繰越し可（勤務実績が8割に満たない場合は不可）

| | |
|--|--|
| <p>第2項</p> | <p>○ 勤務実績の算定において、以下の期間は勤務した日数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日 ・ 年休、病気休暇（日を単位とする場合を除く。）、特別休暇及び介護休暇により勤務しなかった期間 ・ 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間 ・ 職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間 ・ 事故欠勤のため勤務できなかった期間 |
| <p>介 護 休 暇 第27条第2項</p> <p>第3項（削除） 第4項から 第8項まで</p> | <p>【時間単位の介護休暇の見直し】</p> <p>時間を単位とする介護休暇について、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間を限度とする要件を撤廃</p> <p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3項の削除に伴い、第4項から第8項までを1項ずつ繰上げ ○ 「前2項」→「前項」 |
| <p>特別休暇等の特例 第28条の2見出し 第1項</p> <p>第2項</p> | <p>【臨時的任用職員制度の導入に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き常勤職員に採用された場合又は再任用職員等が任期の更新をした場合の病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間については、勤務が継続しているものとみなす。 ○ 長期勤続休暇については、東京都の常勤職員を退職した者が引き続き再任用職員等に採用された場合は、みなし規定を適用除外 ○ 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に採用された場合又は臨時的任用職員が任期の更新をした場合の特別休暇等については、勤務が継続しているものとみなす。 <p>【文言整備】</p> <p>見出しから「再任用職員等に関する」を削除</p> |
| <p>臨時的任用職員に関する読替え 第28条の4（新設）</p> | <p>【臨時的任用職員制度の導入に伴う改正】</p> <p>臨時的任用職員については、子どもの看護休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇の規定中「一の年」を「一の年度」に読み替えて適用</p> |
| <p>施 行 期 日 附則第1項</p> | <p>令和4年4月1日</p> <p>ただし、介護休暇に関する規定については令和4年1月1日、次項の規定については公布の日（令和3年12月22日予定）</p> |
| <p>施行に伴う措置 附則第2項</p> | <p>介護休暇の申請等は、施行期日前においても行うことができる。</p> |

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「1」（介護休暇に関する内容に限る。）と同様の改正を行う。

3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員制度、出産支援休暇及び育児参加休暇の導入等に伴い、所要の改正を行う。

| 項 該 当 条 目 文 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 趣 旨 第1条 | 【勤務時間条例改正に伴う文言整備】 「第19条第2項」→「第19条」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年次有給休暇 第12条第3項 第1号（新設） 第2号 第3号（新設） 第4号（新設） | 【臨時的任用職員制度の導入等に伴う改正】 ○ 同一会計年度内において、会計年度任用職員の任用期間満了後、引き続き新たに会計年度任用職員として任用される場合又は任期の更新をした場合の年休の日数 ＝「勤務が継続しているものとみなした場合の任用期間に対する年休の付与日数」－「当該年度内で使用した日数」 ○ 東京都の常勤職員等であった者が、引き続き新たに会計年度任用職員に任用される場合の年休の日数の規定から、前職が臨時的任用職員であった場合を除外 ○ 東京都の会計年度任用職員であった者が翌年度において引き続き会計年度任用職員として新たに任用され、その任期が12月に満たない場合の年休の日数は、別表第3のとおり 別表第3：会計年度任用職員の勤務日数、在職期間及び任期に応じた年休の日数 (例) 週4日、月15日以上又は年169日以上 <table border="1" data-bbox="563 1162 1473 1500"> <thead> <tr> <th>任期 都の 在職期間</th> <th>12月</th> <th>11月</th> <th>10月</th> <th>9月</th> <th>8月</th> <th>7月</th> <th>6月</th> <th>5月</th> <th>4月</th> <th>3月</th> <th>2月</th> <th>1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>12日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>14日</td> <td>13日</td> <td>12日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>16日</td> <td>15日</td> <td>14日</td> <td>12日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>18日</td> <td>17日</td> <td>15日</td> <td>14日</td> <td>12日</td> <td>11日</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>6年以上</td> <td>20日</td> <td>18日</td> <td>17日</td> <td>15日</td> <td>13日</td> <td>12日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> ○ 臨時的任用職員であった者が任用期間満了後、引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合の年休の日数 ＝「その年度付与された残日数」＋「別表第3に定める日数」 | 任期 都の 在職期間 | 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | 1年未満 | 10日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | 1年 | 11日 | 11日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | 2年 | 12日 | 11日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | 3年 | 14日 | 13日 | 12日 | 11日 | 10日 | 9日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 4年 | 16日 | 15日 | 14日 | 12日 | 11日 | 10日 | 8日 | 7日 | 6日 | 4日 | 3日 | 2日 | 5年 | 18日 | 17日 | 15日 | 14日 | 12日 | 11日 | 9日 | 8日 | 6日 | 5日 | 3日 | 2日 | 6年以上 | 20日 | 18日 | 17日 | 15日 | 13日 | 12日 | 10日 | 8日 | 7日 | 5日 | 3日 | 2日 |
| 任期 都の 在職期間 | 12月 | 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 | 2月 | 1月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年未満 | 10日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年 | 11日 | 11日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年 | 12日 | 11日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年 | 14日 | 13日 | 12日 | 11日 | 10日 | 9日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4年 | 16日 | 15日 | 14日 | 12日 | 11日 | 10日 | 8日 | 7日 | 6日 | 4日 | 3日 | 2日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年 | 18日 | 17日 | 15日 | 14日 | 12日 | 11日 | 9日 | 8日 | 6日 | 5日 | 3日 | 2日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6年以上 | 20日 | 18日 | 17日 | 15日 | 13日 | 12日 | 10日 | 8日 | 7日 | 5日 | 3日 | 2日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年次有給休暇の繰 越し 第14条第1項 | 【文言整備】 ○ 東京都の会計年度任用職員であった者が翌年度に引き続き会計年度任用職員として新たに任用された場合、年休は20日を限度として翌年度に繰越し可とする規定を明確化 ○ 「第12条第3項」→「第12条第3項第2号及び第4号」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 別 休 暇 第15条第1項 第2項 | 【出産支援休暇及び育児参加休暇の導入】 出産支援休暇及び育児参加休暇を新たに付与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 出産支援休暇 第20条の2（新設） | 【出産支援休暇及び育児参加休暇の導入】 出産支援休暇については、常勤職員の規定を準用 |
| 育児参加休暇 第20条の3（新設） | 【出産支援休暇及び育児参加休暇の導入】 育児参加休暇については、常勤職員の規定を準用 |
| 介護休暇 第26条第2項 | 【文言整備】 「同条第3項」→「同条第2項」 |
| 特別休暇等の特例 第31条 | 【臨時的任用職員制度の導入等に伴う改正】 東京都のいずれかの職を退職後、引き続き会計年度任用職員となった場合における特別休暇の通算について規定 |
| 1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等 第32条第1項 第2項 | 【出産支援休暇及び育児参加休暇の導入に伴う規定整備】 「第21条」→「第20条の2から第21条まで」 |
| 施行期日 附則第1項 | 令和4年4月1日 ただし、出産支援休暇、育児参加休暇及び介護休暇に関する規定については令和4年1月1日、次項の規定については公布の日（令和3年12月22日予定） |
| 施行に伴う措置 附則第2項 | 出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は施行期日前においても行うことができる。 |

- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
「Ⅱ」の「3」と同様の改正を行う。

9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の休暇等の見直しに伴い、所要の改正を行う。

| 項 該 当 条 目 文 | 内 容 |
|---|--|
| 報酬の減額免除等 第15条第2項 第2号(新設) 第5号(新設) 第6号(新設) 第10号(新設) | 【第一種報酬の減額免除】 ○ 報酬の減額免除事由を追加 ・ 妊娠出産休暇 ・ 出産支援休暇 ・ 育児参加休暇 ・ 知事が人事委員会の承認を得て別に定める場合 (不妊症・不育症に伴う傷病欠勤を届け出た場合) ○ 号の新設に伴う文言整備 |
| 文 言 整 備 第19条第2項第3号 | 【第15条第2項の号の新設に伴う文言整備】 「第15条第2項第6号に掲げる」→「第15条第2項第9号に掲げる」 |
| 施 行 期 日 附則 | 令和4年1月1日 |

10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「3」(出産支援休暇、育児参加休暇及び介護休暇に関する内容に限る。)及び「Ⅱ」の「9」(報酬の減額免除事由に人事委員会の承認を得て別に定める場合を追加する内容に限る。)と同様の改正を行う。

Ⅲ 人事委員会承認事項の新設

1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

不妊症等に係る傷病欠勤の報酬の取扱いの見直しに伴い、新設する。

| 項 目 | 内 容 |
|--------|--|
| 1 申請内容 | 【報酬減額免除事由】 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則に定める「知事が人事委員会の承認を得て別に定める場合」 → 傷病を原因とする欠勤のうち、不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合（1回につき引き続く90日を限度） |
| 2 申請理由 | 会計年度任用職員の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とする傷病欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため |
| 3 実施時期 | 令和4年1月1日 |

2 講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

「Ⅲ」の「1」と同様に新設する。

3 総人職第 938 号
令和 3 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 14 条第 3 項及び第 4 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項並びに第 20 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

時間を単位とする介護休暇の要件の見直し及び臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

3 教人勤第 2 1 4 号
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 4 5 号）第 1 8 条第 2 項及び第 2 1 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

2 改正の理由

時間を単位とする介護休暇の要件の見直しをすることに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

3 総人職第 939 号
令和 3 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）

2 改正の理由

出産支援休暇及び育児参加休暇の新設並びに臨時的任用職員を新たに任用すること等に伴い、
所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

3 教総総第 1965 号
令和 3 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育
委員会規則第 8 号）

2 改正の理由

出産支援休暇及び育児参加休暇の新設並びに臨時的任用職員を新たに任用すること等に伴い、
所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第20条の2の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第9号）

2 改正の理由

出産支援休暇及び育児参加休暇の新設等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

3 議 総 第 8 3 7 号
令和3年12月13日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する
規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年東京都議会議長訓令第5号）

2 改正の理由

出産支援休暇及び育児参加休暇の新設並びに臨時的任用職員を新たに任用すること等に伴い、
所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監．総．企．管第7434号
令和3年12月13日

東京都人事委員会 殿

警視総監 大石吉彦
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）
このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲
第17号）

2 改正の理由

出産支援休暇及び育児参加休暇の新設並びに臨時的任用職員制度が導入されること等に伴い、
所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

3 人 人 第 1 7 5 6 号
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水 洋文
(公 印 省 略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に
ついて (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成 27 年 3 月東京消防庁訓令第 16 号)

2 改正の理由

出産支援休暇及び育児参加休暇の新設並びに東京都において臨時的任用職員制度が導入されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正案文

別添えのとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）を改正する必要があるので、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 3 条第 4 項及び第 6 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

報酬の減額免除等に関する規定を改める必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

3 教人勤第 2 1 0 号
令和 3 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）

2 改正の理由

特別休暇及び報酬の減額免除等に関する規定を改める必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和 49 年東京都条例第 30 号)第 10 条において準用する第 5 条、第 12 条第 2 項及び第 14 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）
- 2 改正の理由
特別休暇及び報酬の減額免除等に関する規定を改める必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成 27 年東京都規則第 8 号)第 15 条第 2 項第 10 号の規定に基づき承認方申請します。

記

1 申請内容

傷病を原因とする欠勤(会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都規則第 7 号)別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都教育委員会規則第 4 号)別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都教育委員会規則第 5 号)別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成 27 年東京都議会議長訓令第 4 号)別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成 27 年警視庁訓令甲第 16 号)別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成 27 年東京消防庁訓令第 15 号)別表の傷病欠勤をいう。)のうち、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7 年東京都条例第 15 号)第 15 条又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7 年東京都条例第 45 号)第 16 条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合(1 回について、引き続く 90 日を限度とする。)をいう。

2 申請理由

会計年度任用職員の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とする傷病欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため

3 実施時期

令和4年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める事項について（申請）

このことについて、下記のとおり、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）第 23 条の 3 第 1 項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 申請内容

傷病を原因とする欠勤のうち、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 16 条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合（1 回について引き続く 90 日を限度とする。）をいう。

ただし、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第 36 号）附則第 2 項の適用を受ける時間講師については、令和 5 年 3 月 31 日までの間、上記の規定を適用しない。

2 申請理由

講師の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とした傷病を原因とする欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため

3 実施時期

令和 4 年 1 月 1 日

3 人 委 任 第 135 号
令 和 3 年 12 月 28 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会

委 員 長 青 山 侑

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和4年4月1日以降これにより実施してください。

記

第11条関係を次のように改める。

第11条関係（初任給基準表の適用方法）

1 この条の「同表において別に定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 行政職給料表(二)初任給基準表の備考第1項に規定する場合

(2) 医療職給料表(三)初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合

2 臨時的任用により新たに職員となった者に対するこの条の規定の適用に当たり、試験（選考）欄の区分は、その者の職種において基準学歴が最も下位となる試験（選考）の区分とする。また、別表第1を適用する場合においても同様とする。

例えば、職種事務に臨時的任用された場合、行政職

給料表(一)初任給基準表の試験(選考)欄の「Ⅲ類」の区分とし、別表第1備考3に定める号給を初任給の加算限度号給とする。

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（10頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（26頁）
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（30頁）
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（33頁）
- 9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（39頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（41頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（44頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第二項第一号中「企業職員」の下に「（これらの職員のうち臨時的任用の職にあつた者を除く。）」を加え、同条第四項中「付与日（以下）」の下に「この項において」を加え、同条に次の一項を加える。

5 東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員（条例第十四条第三項に規定する臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び別表第二において」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）

第十三条の二 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き

2 任用される期間（以下「任用期間」という。）に応じ、別表第二の二のとおりとする。
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数
- 二 東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあった者若しくはその他任命権者が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与前一日

年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第二の二に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができ、日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第二の二に定める日数を加えた日数

（臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し）

第十三条の三 東京都の臨時的任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができ、年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（その年度に新たに臨時的任用職員とな

った日以後の期間において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない者については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、当該年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2

勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

一 超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日

二 条例第十四条、第十五条（日を単位とする場合を除く。）、第十六条及び第十七条の規定による休暇により勤務しなかった期間

三 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間

五 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかった期間

第二十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第二十七条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八条の二を次のように改める。

（特別休暇等の特例）

第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合に

において、当該任用された年度における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十八条の三の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員に関する読替え)

第二十八条の四 臨時的任用職員についての第二十二条の三第二項、第二十六条の三第二項及び第二十六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第十三条の二関係)

| 任用期間 | 付与日数 |
|---------------|------|
| 十一月を超え一年以内の期間 | 二十日 |
| 十月を超え十一月以内の期間 | 十八日 |
| 九月を超え十月以内の期間 | 十七日 |

| | | | | | | | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一月以内の期間 | 二月を超え三月以内の期間 | 三月を超え四月以内の期間 | 四月を超え五月以内の期間 | 五月を超え六月以内の期間 | 六月を超え七月以内の期間 | 七月を超え八月以内の期間 | 八月を超え九月以内の期間 |
| 二日 | 三日 | 五日 | 七日 | 八日 | 十日 | 十二日 | 十五日 |

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第二項から第八項までの改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二

第十七条（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第二十八条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十一条中「第二十八条第五項、第六項及び第八項」を「第二十八条第四項、第五項及び第七項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十八条（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の三第二項、都立学校等に勤務する日勤務時間に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十二條第二項及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第二十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。
第十二条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇
の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期
間満了後引き続き職員として新たに任用される場合(会計年度任用職員の任用等に
関する規則(平成二十七年東京都規則第七号)第五条第二項に規定する任期の更新
をしたときを含む。)当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するも
のとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができ、日数から、当該年度
内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職(会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。)にあつ
た者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に
在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用さ
れる場合 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内

に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に
おいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に
おいて引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間
及び任用の日の属する在職する期間に
及び任用の日の属する在職する期間に
及び任用の日の属する在職する期間に

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員とし
て新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができ
同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の
属する在職する期間に
属する在職する期間に
属する在職する期間に

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができ」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（出産支援休暇）

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

（育児参加休暇）

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「（平成二十七年東京都規則第七号）」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十条の二から第二十一条まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条の二に規定する出産支援休暇及び同規則第二十条の三に規定する育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年
東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

第十二条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇
の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期
間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都教育委員会会計年度任
用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）第五条
第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任
用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用すること
ができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
- 二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあつ

た者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができ、日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができ」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十条の二から第二十一条まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十條の二に規定する出産支援休暇、同規則第二十條の三に規定する育児参加休暇及び同規則第二十六條に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
- 二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職す

る期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日前二日以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度に
おいて引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度に
おいて引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間
及び任用の日の属する在職する期間に
応じ、別表第三に定める日数
第十四条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する

年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができる」に、「使用しなかった日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十二条第三項」を「第十二条第三項第二号」に改める。

第十五条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（出産支援休暇）

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

（育児参加休暇）

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十三条の二の規定を準用する。

第二十六条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十一条中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十六条まで」の下に「及び第二十八条」を加え、「（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）」を削る。

第三十二条中「第二十一条」を「第二十二條の二から第二十一条まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条の二に規定する出産支援休暇及び同規則第二十条の三に規定する育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

● 東京都議会議員長訓令第六号

東京都議会議員会 議 会 局

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十二日

東京都議会議員長 三 宅 しげき

第一条中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。
第十一条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されてきた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間

及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができない日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十三条第一項中「から引き続き職員に」を「にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに」に、「当該年度に付与された」を「当該任用の日の前日に使用することができない」に、「使用しなかつた日数」を「同日の属する年度に付与されたもの」に、「第十一条第三項」を「第十一条第三項第二号及び第四号」に改める。

第十四条第一項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。

(出産支援休暇)

第十九条の二 出産支援休暇については、規則第二十二条の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第十九条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十五条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十條中「常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「いずれかの職」に改め、「第二十五条まで」の下に「及び第二十七條」を加え、「（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）」を削る。

第三十一条中「第二十条」を「第十九條の二から第二十条まで」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十四條の改正規定、第十九條の次に二條を加える改正規定、第二十五條の改正規定及び第三十一条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議員局会計年度任用職員勤務時間、休暇等に関する規程第十九條の二に規定する出産支援休暇、同規程第十九條の三に規定する育児参加休暇及び同規程第二十五條に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

訓令甲第 号

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月22日

警視総監 大石吉彦

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第2項」を「第19条」に改める。

第10条第1項中「警視庁のいずれかの職」を「東京都のいずれかの職（知事、警視総監その他の任命権者が任用する職をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

(1) 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合（警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）第5条第2項の規定により任期の更新をするときを含む。）新たに会計年度任用職員に任用される日（任期の更新をする場合は更新する日。以下「任用日」という。）前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、継続する在職する期間に応じて使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

(2) 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合 任用日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める

日数を加えた日数（前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

(3) 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該会計年度任用の任期の属する年度の翌年度において引き続き在職する期間が12月に満たない会計年度任用職員として任用される場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数

(4) 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該臨時的任用の期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合 任用日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数

第12条第1項中「警視庁」を「東京都」に、「から引き続き会計年度任用職員に任用された」を「にあった者が当該会計年度任用の任期の属する年度の翌年度において引き続き会計年度任用職員として新たに任用される」に、「当該年度に付与された」を「任用日の前日に使用することができる」に、「、使用しなかった日数がある場合」を「同日の属する年度に付与されたものがあるとき」に、「第10条第3項」を「第10条第3項第2号及び第4号」に改める。

第13条第1項中「育児時間」の次に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第2項中「うち」の次に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（出産支援休暇）

第18条の2 会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「男性職員」とあるのは、「男性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（育児参加休暇）

第18条の3 会計年度任用職員の子育て参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「男性職員」とあるのは「男性の会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該会計年度任用職員」と、同条第3項中「男性職員」とあるのは「男性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第24条第2項中「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第5項及び第6項」を「同条第4項及び第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改める。

第30条中「警視庁の常勤の職又は一般職の非常勤の職」を「東京都のいずれかの職」に改め、「第24条まで」の次に「及び第26条」を加え、「(平成27年3月30日訓令甲第16号)」を削る。

第31条中「第19条及び第23条」を「第18条の2から第19条まで及び第23条」に改め、同項に次の1項を加える。

- 2 1時間を単位として使用した第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇の残日数を全て使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、第18条の2から第19条まで及び第23条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第18条の次に2条を加える改正規定、第24条の改正規定及び第31条の改正規定は同年1月1日から、次項の規定は令和3年12月22日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第18条の2に規定する出産支援休暇、同規程第18条の3に規定する育児参加休暇及び同規程第24条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月 日

東京消防庁
消防総監 清水 洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。）<u>第19条</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員</u> <u>の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。</u></p> <p><u>(1) 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。）<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き</u></p> |

者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第15号）第5条第2項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

(2) 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合 新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

(3) 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する

引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。ただし、前付与前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が12月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数

(4) 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数

4 [略]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがある場合は、20日(第11条第3項第2号及び第4号に規定する職員については、別表第1に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

4 [同左]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 東京都の会計年度任用の職から引き続き職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日(第11条第3項に規定する職員については、別表第1に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

| | |
|--|--|
| <p>[2・3 略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、<u>出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇</u>、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員に限るものとする。</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p><u>第19条の2 出産支援休暇については、規則第22条の規定を準用する。</u></p> <p>(育児参加休暇)</p> <p><u>第19条の3 育児参加休暇については、規則第22条の2の規定を準用する。</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは、「通算93日」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、同条第4項、</p> | <p>[2・3 同左]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子どもの看護休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、<u>子どもの看護休暇</u>、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員に限るものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第25条 [同左]</p> <p>2 介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは、「通算93日」と、同条第3項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、同条第5項、</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第4号様式中「引き続き6月」とあるのは「引き続き93日」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別休暇の特例)</p> <p>第30条 同一会計年度中に、東京都の<u>いずれかの職</u>を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第25条まで及び第27条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として<u>東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第5条第2項</u>に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</p> <p>(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)</p> <p>第31条 1時間を単位として使用した<u>第19条の2から第20条まで</u>及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の<u>第19条の2から第20条まで</u>及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。</p> <p>2 1時間を単位として使用した<u>第19条の2から第20条まで</u>及び第24条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、<u>第19条の2から第20条まで</u>及び第24条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> | <p>第6項及び第8項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第4号様式中「引き続き6月」とあるのは「引き続き93日」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別休暇の特例)</p> <p>第30条 同一会計年度中に、東京都の<u>常勤の職又は一般職の非常勤の職</u>を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第24条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として<u>東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成27年3月東京消防庁訓令第15号)第5条第2項</u>に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</p> <p>(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)</p> <p>第31条 1時間を単位として使用した<u>第20条</u>及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の<u>第20条</u>及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。</p> <p>2 1時間を単位として使用した<u>第20条</u>及び第24条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、<u>第20条</u>及び第24条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> |
| <p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p> | |

附 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定、19条の次に2条を加える改正規定、第25条の改正規定及び第31条の改正規定は同年1月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第19条の2に規定する出産支援休暇、改正後の規程第19条の3に規定する育児参加休暇及び改正後の規程第25条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により出産支援休暇を承認されている場合

六 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により育児参加休暇を承認されている場合

第十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により妊娠出産休暇を承認されている場合

第十五条第二項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、知事が人事委員会の承認を得て別に定める場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第九号」に改

める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年 月 日

東京都教育委員会

◎ 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号中「から第二十二條まで、第二十三條の三」を削り、同条第二項中「うち」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加え、同条第三項中「使用した」の下に「出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、同条第四項中「ときは」の下に「、第二項に規定する特別休暇のうち、出産支援休暇及び育児参加休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇については」を加え、「当該学校」を「、当該学校」に改め、「子ども」の看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を削る。

第十八条の三第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第二十三条の三第一項中「場合」の下に「並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合」を加える。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前に
おいても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年 月 日

東京都教育委員会

◎ 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第十条第二項」を「第十条」に改め、同条第二号中「から第二十二條まで、第二十三條の三」を削る。

第二十二條第二項中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

第二十四條第一項中「使用した」の下に「出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、同條第二項中「使用した」の下に「出産支援休暇、育児参加休暇、」を加え、「第二十三條の三」を「第二十三條から第二十三條の三まで」に改める。

第二十九條第一項中「場合」の下に「並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合」を加える。

第三十七條第三項第二号中「第二十八條第五項、第六項及び第八項」を「第二十八條第四項、第五項及び第七項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

2

この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一条に規定する出産支援休暇及び育児参加休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前において行うことができる。

承認事項改正案文一覧

～ 目次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項の新設

- 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について（2頁）
- 2 講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について（4頁）

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公 印 省 略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について（申請）

標記の件について、下記のとおり改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成 27 年東京都規則第 8 号)第 15 条第 2 項第 10 号の規定に基づき承認方申請します。

記

1 申請内容

傷病を原因とする欠勤(会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都規則第 7 号)別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都教育委員会規則第 4 号)別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成 27 年東京都教育委員会規則第 5 号)別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成 27 年東京都議会議長訓令第 4 号)別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成 27 年警視庁訓令甲第 16 号)別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成 27 年東京消防庁訓令第 15 号)別表の傷病欠勤をいう。)のうち、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7 年東京都条例第 15 号)第 15 条又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7 年東京都条例第 45 号)第 16 条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合(1 回について、引き続く 90 日を限度とする。)をいう。

2 申請理由

会計年度任用職員の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とする傷病欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため

3 実施時期

令和4年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める事項について（申請）

このことについて、下記のとおり、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）第 23 条の 3 第 1 項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 申請内容

傷病を原因とする欠勤のうち、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 16 条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合（1 回について引き続く 90 日を限度とする。）をいう。

ただし、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第 36 号）附則第 2 項の適用を受ける時間講師については、令和 5 年 3 月 31 日までの間、上記の規定を適用しない。

2 申請理由

講師の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とした傷病を原因とする欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため

3 実施時期

令和 4 年 1 月 1 日

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（2頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（9頁）
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（25頁）
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（30頁）
- 9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（37頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（39頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（41頁）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第1条関係から第10条関係まで（現行のとおり）</p> <p><u>第11条関係（初任給基準表の適用方法）</u></p> <p>1 <u>この条の「同表において別に定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表(二)初任給基準表の備考第1項に規定する場合</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(三)初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合</u></p> <p>2 <u>臨時的任用により新たに職員となつた者に対するこの条の規定の適用に当たり、試験（選考）欄の区分は、その者の職種において基準学歴が最も下位となる試験（選考）の区分とする。また、別表第1を適用する場合においても同様とする。</u></p> <p><u>例えば、職種事務に臨時的任用された場合、行政職給料表(一)初任給基準表の試験（選考）欄の「Ⅲ類」の区分とし、別表第1備考3に定める号給を初任給の加算限度号給とする。</u></p> <p>第13条関係から昇格時職務区分別号給表関係まで（現行のとおり）</p> <p>別表第1から別表第3まで（現行のとおり）</p> | <p>第1条関係から第10条関係まで（略）</p> <p><u>第11条関係（初任給基準表の適用方法）</u></p> <p><u>この条の「同表において別に定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表(二)初任給基準表の備考第1項に規定する場合</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(三)初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合</u></p> <p>第13条関係から昇格時職務区分別号給表関係まで（略）</p> <p>別表第1から別表第3まで（略）</p> |

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>第一条から第十一条の二まで（現行のとおり） （新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与）</p> | <p>第一条から第十一条の二まで（略） （新たに条例等の適用を受ける職員等の年次有給休暇の付与）</p> |
| <p>第十二条（現行のとおり）</p> | <p>第十二条（略）</p> |
| <p>2（現行のとおり）</p> | <p>2（略）</p> |
| <p>一 東京都の学校職員又は企業職員（これらの職員のうち臨時的任用の職にあつた者を除く。）</p> | <p>一 東京都の学校職員又は企業職員</p> |
| <p>二から四まで（現行のとおり）</p> | <p>二から四まで（略）</p> |
| <p>3（現行のとおり）</p> | <p>3（略）</p> |
| <p>4 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。）であつて、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員その年の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日（以下この項において「採用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この項において「前付与日」という。）から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。</p> | <p>4 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び前項に規定する者を除く。）であつて、新たにこの規則の適用を受けることとなる職員その年の年次有給休暇の日数は、新たにこの規則の適用を受けることとなる日（以下この項において「採用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から採用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数及びこの規則の適用を受けることとなった月に応じ別表第一の二に定める日数を加えた日数から、前付与日から採用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。</p> |
| <p>5 東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員（条例第十四条第三項に規定する臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）として採用された場合における当該職員の当該採用された年の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。</p> | <p>（新設）</p> |

第十二条の二及び第十二条の三（現行のとおり）

（年次有給休暇の繰越し）

第十三条 条例第十四条第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年に使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十一条の二各号に掲げる職員にあつては、同条の規定による日数とする。この場合において、当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該繰越日数に前条第二号イからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める率（一を下回るときは、一）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該勤務形態の変更がこの条の規定により無調整でなかった場合は、当該勤務形態の変更時において変更後の勤務形態の区分に応じ、第十一条の二各号又は第十二条第一項各号に定める日数を超えるときは、当該日数とする。）とする。）を限度に翌年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年における勤務実績（一の年における総日数から週休日の日数及び超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合に限り。）を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条及び別表第二において同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二曆日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の正規の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年における総日数及び勤務した日数から除く。

2から6まで（現行のとおり）

（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）

第十三条の二 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に応じ、別表第二の二のとおりとする。

2 | 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数と

第十二条の二及び第十二条の三（略）

（年次有給休暇の繰越し）

第十三条 条例第十四条第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年に使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十一条の二各号に掲げる職員にあつては、同条の規定による日数とする。この場合において、当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該繰越日数に前条第二号イからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める率（一を下回るときは、一）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該勤務形態の変更がこの条の規定により無調整でなかった場合は、当該勤務形態の変更時において変更後の勤務形態の区分に応じ、第十一条の二各号又は第十二条第一項各号に定める日数を超えるときは、当該日数とする。）とする。）を限度に翌年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年における勤務実績（一の年における総日数から週休日の日数及び超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合に限り。）を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二曆日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の正規の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年における総日数及び勤務した日数から除く。

2から6まで（略）

（新設）

（新設）

する。

一 同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあつた者若しくはその他任命権者が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第二の二に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第二の二に定める

日数を加えた日数

(臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し)

第十三条の三 東京都の臨時的任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができ年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(その年度に新たに臨時的任用職員となつた日以後の期間において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。)が八割に満たない者については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、当該年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2) 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

- 一 超勤代休時間が承認された勤務日等(日を単位とする場合を除く。)、休日及び代休日
- 二 条例第十四条、第十五条(日を単位とする場合を除く。)、第十六条及び第十七条の規定による休暇により勤務しなかつた期間
- 三 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間
- 四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間
- 五 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかつた期間

第十四条から第二十六条の四まで (現行のとおり)

(新設)

(新設)

第十四条から第二十六条の四まで (略)

(介護休暇)

第二十七条 (現行のとおり)

2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇(前条に規定するものを除く)、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。

(削除)

3 前項に規定する介護休暇の利用方法は、第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては、承認された期間について一回に限り変更することができる。

4から7まで (現行のとおり)

第二十七条の二及び第二十八条 (現行のとおり)

(特別休暇等の特例)

第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員(臨時的任用職員を除く。)に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定(長期勤続休暇に限る。)の適用については、この限りでない。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員

(介護休暇)

第二十七条 (略)

2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。

3 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ四時間を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇(前条に規定するものを除く)、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

4 前二項に規定する介護休暇の利用方法は、第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては、承認された期間について一回に限り変更することができる。

5から8まで (略)

第二十七条の二及び第二十八条 (略)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第二十八条の二 退職後引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された者に係る当該採用された年における条例第十五条から第十七条までの規定(条例第十六条第一項に規定する長期勤続休暇を除く。)の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。

に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十八條の三 (現行のとおり)

(臨時的任用職員に関する読替え)

第二十八條の四 臨時的任用職員についての第二十二條の三第二項、第二十六條の三第二項及び第二十六條の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

第二十九條 (現行のとおり)

別表第一から別表第二まで (現行のとおり)

別表第二の二(第十三條の二関係)

| 任用期間 | 付与日数 |
|---------------|------|
| 十一月を超え一年以内の期間 | 二十日 |
| 十月を超え十一月以内の期間 | 十八日 |
| 九月を超え十月以内の期間 | 十七日 |
| 八月を超え九月以内の期間 | 十五日 |
| 七月を超え八月以内の期間 | 十三日 |
| 六月を超え七月以内の期間 | 十二日 |
| 五月を超え六月以内の期間 | 十日 |
| 四月を超え五月以内の期間 | 八日 |
| 三月を超え四月以内の期間 | 七日 |
| 二月を超え三月以内の期間 | 五日 |
| 一月を超え二月以内の期間 | 三日 |
| 一月以内の期間 | 二日 |

別表第三 (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで

(現行のとおり)

第二十八條の三 (略)

(新設)

第二十九條 (略)

別表第一から別表第二まで (略)

(新設)

別表第三 (略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一条から第二十七条の四まで（現行のとおり） （介護休暇） 第二十八条（現行のとおり） 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。 （削除）</p> <p>3 前項に規定する介護休暇の利用方法は、第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては、承認された期間について一回に限り変更することができる。 4 4から7 まで（現行のとおり） 第二十八条の二から第三十条まで（現行のとおり） （区市町村の職員に関する読替え） 第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項ま</p> | <p>第一条から第二十七条の四まで（略） （介護休暇） 第二十八条（略） 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。 3 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ四時間を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。 4 前二項に規定する介護休暇の利用方法は、第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては、承認された期間について一回に限り変更することができる。 5 5から8 まで（略） 第二十八条の二から第三十条まで（略） （区市町村の職員に関する読替え） 第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項ま</p> |

で、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第三項、第二十五條第二項第二号、第二十八條第四項、第五項及び第七項、第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十條第三項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」と読み替えて適用する。

第三十二条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (現行のとおり)

で、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第三項、第二十五條第二項第二号、第二十八條第五項、第六項及び第八項、第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十條第三項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」と読み替えて適用する。

第三十二条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十一条まで （現行のとおり）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十二条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条第二項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十一条まで （略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引</p> |

合 新たに職員に任用された日(以下「任用日」という。)前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数(前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を差し引いたもの)から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合、当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

4 (現行のとおり)

第十三条 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間

いたものとする。ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を加えないものとする。

4 (略)

第十三条 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 東京都の会計年度任用の職から引き続き職員に任用され

の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがある場合は、二十日(第十二条第三項第二号及び第四号に規定する職員については、別表第一に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 (現行のとおり)

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十六条から第二十条まで (現行のとおり)

(出産支援休暇)

た場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 (略)

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十六条から第二十条まで (略)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十條の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十一條から第二十五條まで (現行のとおり)

(介護休暇)

第二十六條 (現行のとおり)

2 介護休暇については、規則第二十七條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十七條から第三十條まで (現行のとおり)

(特別休暇等の特例)

第三十一條 同一会計年度中に、東京都のいづれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六條から第二十六條まで及び第二十八條の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則第五條第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十二條 一時間を単位として使用した第二十條の二から第二十一條まで及び第二十五條に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時

(新設)

(新設)

第二十一條から第二十五條まで (略)

(介護休暇)

第二十六條 (略)

2 介護休暇については、規則第二十七條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同條第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十七條から第三十條まで (略)

(特別休暇等の特例)

第三十一條 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六條から第二十六條までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都規則第七号)第五條第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十二條 一時間を単位として使用した第二十一條及び第二十五條に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職

間の時間数が異なる職員の第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）新旧対照表（抄）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十一条まで （現行のとおり）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十二条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数</p> <p>二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条第二項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十一条まで （略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用</p> |

間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合、当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

4 (現行のとおり)

第十三条 (現行のとおり)

した日数を差し引いたものとする。ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

4 (略)

第十三条 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができ、年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがある場合は、二十日(第十二条第三項第二号及び第四号に規定する職員については、別表第一に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 (現行のとおり)

(特別休暇)

第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 東京都の会計年度任用の職から引き続き職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 (略)

(特別休暇)

第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十六条から第二十条まで (現行のとおり)

(出産支援休暇)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十一条から第二十五条まで (現行のとおり)

(介護休暇)

第二十六条 (現行のとおり)

2 介護休暇については、規則第二十七條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十七条から第三十条まで (現行のとおり)

(特別休暇等の特例)

第三十一条 同一会計年度中に、東京都のいづれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで及び第二十八條の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則第五條第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第十六条から第二十条まで (略)

(新設)

(新設)

第二十一条から第二十五条まで (略)

(介護休暇)

第二十六条 (略)

2 介護休暇については、規則第二十七條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十七条から第三十条まで (略)

(特別休暇等の特例)

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四号)第五條第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十二条 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

第三十二条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （年次有給休暇）</p> <p>第十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数</p> <p>二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年</p> | <p>第一条から第十一条まで（略） （年次有給休暇）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあった者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。</p> |

次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を差し引いたものから、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

4 (現行のとおり)

第十三条 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがある場合は、二十日(第十二条第三項第二号に規定する職員については、別表第一に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 (現行のとおり)

(特別休暇)

第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇

4 (略)

第十三条 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 東京都の会計年度任用の職から引き続き職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかつた日数がある場合は、二十日(第十二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 (略)

(特別休暇)

第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇

として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十六条から第二十条まで (現行のとおり)

(出産支援休暇)

第二十条の二 出産支援休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第二十条の三 育児参加休暇については、規則第二十三条の二の規定を準用する。

第二十一条から第二十五条まで (現行のとおり)

(介護休暇)

第二十六条 (現行のとおり)

2 介護休暇については、規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十七条から第三十条まで (現行のとおり)

(特別休暇等の特例)

として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十六条から第二十条まで (略)

(新設)

(新設)

第二十一条から第二十五条まで (略)

(介護休暇)

第二十六条 (略)

2 介護休暇については、規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十七条から第三十条まで (略)

(特別休暇等の特例)

第三十一条 同一会計年度中に、東京都のいづれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで及び第二十八条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十二条 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第五号)第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十二条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

改正案

（趣旨）

第一条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条から第十条まで （現行のとおり）

（年次有給休暇）

第十一条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において

現行

（趣旨）

第一条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条第二項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条から第十条まで （略）

（年次有給休暇）

第十一条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日

退職後引き続き職員として新たに任用される場合、新たに職員に任用された日（以下「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用される場合において、当該任用された年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない場合、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合、当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

4 (現行のとおり)

第十二条 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

数を差し引いたものとする。ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

4 (略)

第十二条 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十三条 東京都の会計年度任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがある場合は、二十日（第十条第三項第二号及び第四号に規定する職員については、別表第一に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 （現行のとおり）

（特別休暇）

第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十五条から第十九条まで （現行のとおり）

（出産支援休暇）

第十三条 東京都の会計年度任用の職から引き続き職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十一条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3 （略）

（特別休暇）

第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十五条から第十九条まで （略）

第十九条の二 出産支援休暇については、規則第二十二條の規定を準用する。

(育児参加休暇)

第十九条の三 育児参加休暇については、規則第二十二條の二の規定を準用する。

第二十条から第二十四条まで (現行のとおり)

(介護休暇)

第二十五条 (現行のとおり)

2 介護休暇については、規則第二十七條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十六条から第二十九条まで (現行のとおり)

(特別休暇等の特例)

第三十条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条まで及び第二十七條の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第十九條の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時

(新設)

(新設)

第二十条から第二十四条まで (略)

(介護休暇)

第二十五条 (略)

2 介護休暇については、規則第二十七條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十六条から第二十九条まで (略)

(特別休暇等の特例)

第三十条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程〔平成二十七年東京都議会議長訓令第四号〕第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十条及び第二十四条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とす

間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十二条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

る。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員第十九条及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。

2 一時間を単位として使用した第二十条及び第二十四条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十二条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）<u>第19条</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第9条まで （現行のとおり） （年次有給休暇）</p> <p>第10条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、所定の勤務日数及び<u>東京都のいずれかの職（知事、警視総監その他の任命権者が任用する職をいう。以下同じ。）</u>に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、1会計年度において別表第1のとおりとする。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。</u></p> <p>(1) 同一会計年度内において、<u>東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き会計年度</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第9条まで （略） （年次有給休暇）</p> <p>第10条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、所定の勤務日数及び<u>警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）</u>に応じて、1会計年度において別表第1のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、警視庁のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）</u>にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合又は警視庁の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合の</p> |

任用職員として新たに任用される場合（警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第16号)第5条第2項の規定により任期の更新をするときを含む。）新たに会計年度任用職員に任用される日（任期の更新をする場合は更新する日。以下「任用日」という。）前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、継続する在職する期間に応じて使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

(2) 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合任用日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数（前付与日前1年の期間内に付与さ

その年度の年次有給休暇は、新たに会計年度任用職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。ただし、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

れていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

(3) 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該会計年度任用の任期の属する年度の翌年度において引き続き在職する期間が12月に満たない会計年度任用職員として任用される場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数

(4) 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該臨時的任用の期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合 任用日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数

4 (現行のとおり)

第11条 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該会計年度任用の任期の属する年度の翌年度において引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合において、任用日の前日に使用することができる年次有給休暇

4 (略)

第11条 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 警視庁の会計年度任用の職から引き続き会計年度任用職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日 (第10条第3項に規定する会計

の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、20日（第10条第3項第2号及び第4号に規定する会計年度任用職員については、別表第1に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない会計年度任用職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、1の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（現行のとおり）
（特別休暇）

第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季特別休暇及び短期の介護

年度任用職員については、別表第1に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない会計年度任用職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、1の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（略）
（特別休暇）

第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間

| | |
|--|--|
| <p>休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員に限るものとする。</p> <p>第14条から第18条まで (現行のとおり) <u>(出産支援休暇)</u></p> <p>第18条の2 <u>会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「男性職員」とあるのは、「男性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(育児参加休暇)</u></p> <p>第18条の3 <u>会計年度任用職員の育児参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「男性職員」とあるのは、「男性の会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは、「当該会計年度任用職員」と、同条第3項中「男性職員」とあるのは、「男性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第19条から第23条まで (現行のとおり) (介護休暇)</p> <p>第24条 (現行のとおり)</p> <p>2 会計年度任用職員の介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中</p> | <p>の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員に限るものとする。</p> <p>第14条から第18条まで (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条から第23条まで (略) (介護休暇)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中</p> |
|--|--|

「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第4項及び第5項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第6項中「別記第4号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第5号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

第25条から第29条まで（現行のとおり）

（特別休暇の特例）

第30条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第14条から第24条まで及び第26条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第5条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

（1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）

「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、同条第3項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第5項及び第6項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第7項中「別記第4号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第8項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第5号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

第25条から第29条まで（略）

（特別休暇の特例）

第30条 同一会計年度中に、警視庁の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第14条から第24条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）第5条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

（1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）

第31条 1時間を単位として使用した第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。

2 1時間を単位として使用した第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇の残日数を全て使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、第18条の2から第19条まで及び第23条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

別表第1から別表第4まで (現行のとおり)

第31条 1時間を単位として使用した第19条及び第23条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の第19条及び第23条に規定する休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。

(新設)

別表第1から別表第4まで (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （報酬の減額免除等） 第十五条（現行のとおり）</p> | <p>第一条から第十四条まで（略） （報酬の減額免除等） 第十五条（略）</p> |
| <p>2（現行のとおり）</p> | <p>2（略）</p> |
| <p>一（現行のとおり）</p> | <p>一（略）</p> |
| <p>二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により妊娠出産休暇を承認されている場合</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>三（現行のとおり）</p> | <p>二（略）</p> |
| <p>四（現行のとおり）</p> | <p>三（略）</p> |
| <p>五 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により出産支援休暇を承認されている場合</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>六 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により育児参加休暇を承認されている場合</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>七（現行のとおり）</p> | <p>四（略）</p> |
| <p>八（現行のとおり）</p> | <p>五（略）</p> |
| <p>九（現行のとおり）</p> | <p>六（略）</p> |
| <p>十 前各号に掲げるもののほか、知事が人事委員会の承認を得て別に定める場合</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>3から5まで（現行のとおり）</p> | <p>3から5まで（略）</p> |
| <p>第十六条から第十八条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> | <p>第十六条から第十八条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> |
| <p>第十九条（現行のとおり）</p> | <p>第十九条（略）</p> |
| <p>2（現行のとおり）</p> | <p>2（略）</p> |
| <p>一及び二（現行のとおり）</p> | <p>一及び二（略）</p> |
| <p>三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第九号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合）に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定め</p> | <p>三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第六号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合）に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定め</p> |

| | |
|---|---|
| <p>る期間若しくはこれに類する期間を除く。(十割 四から六まで (現行のとおり) 3 (現行のとおり) 第二十条から第二十四条まで (現行のとおり) 別表第一及び別表第二 (現行のとおり)</p> | <p>る期間若しくはこれに類する期間を除く。(十割 四から六まで (略) 3 (略) 第二十条から第二十四条まで (略) 別表第一及び別表第二 (略)</p> |
|---|---|

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （特別休暇） 第十八条の二（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> | <p>第一条から第十八条まで（略） （特別休暇） 第十八条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十五条まで、第二十三条の三から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。</p> <p>3 一時間を単位として使用した出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。</p> <p>4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、第二項に規定する特別休暇のうち、出産支援休暇及び育児参加休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて、当該学校ごとに承認する。</p> <p>5及び6（現行のとおり）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第十八条の三（現行のとおり）</p> <p>2 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除</p> | <p>2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。</p> <p>3 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日より勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。</p> <p>4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認する。</p> <p>5及び6（略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第十八条の三（略）</p> <p>2 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除</p> |

く。以下この条及び次条において同じ。」とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

3及び4 (現行のとおり)

第十九条から第二十三条の二まで (現行のとおり)

(報酬の減額免除)

第二十三条の三 条例第七条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合とする。

2及び3 (現行のとおり)

第二十四条から第三十四条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

く。以下この条及び次条において同じ。」とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

3及び4 (略)

第十九条から第二十三条の二まで (略)

(報酬の減額免除)

第二十三条の三 条例第七条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合とする。

2及び3 (略)

第二十四条から第三十四条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>第一条から第二十条まで （現行のとおり） （特別休暇） 第二十一条 条例第十条に定める日勤講師の特別休暇の取扱いについては、次のとおりとする。 一 （現行のとおり） 二 前号に定めるもののほか、日勤講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第二十七條第一項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該日勤講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三條の三第二項及び第二十七條の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> | <p>第一条から第二十条まで （略） （特別休暇） 第二十一条 条例第十条第二項に定める日勤講師の特別休暇の取扱いについては、次のとおりとする。 一 （略） 二 前号に定めるもののほか、日勤講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十三條の三から第二十五條まで、第二十七條第一項及び第二十七條の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七條第一項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該日勤講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三條の三第二項及び第二十七條の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>（介護休暇） 第二十二条 （現行のとおり） 2 日勤講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。</p> | <p>（介護休暇） 第二十二条 （略） 2 日勤講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>3 （現行のとおり） 第二十二条の二及び第二十三条 （現行のとおり） （二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第二十四条 一時間を単位として使用した出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。 2 一時間を単位として使用した出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条において準</p> | <p>3 （略） 第二十二条の二及び第二十三条 （略） （二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第二十四条 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。 2 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条において準用する勤務時間規則第二十三條の</p> |

用する勤務時間規則第二十三條から第二十三條の三まで及び第二十七條の四の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第二十四條の二から第二十八條まで (現行のとおり)

(報酬の減額免除)

第二十九條 條例第十二條第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合とする。

2及び3 (現行のとおり)

第二十九條の二から第三十六條まで (現行のとおり)

(派遣)

第三十七條 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第十九條において準用する勤務時間條例第七條各項、第十九條の二において準用する勤務時間規則第七條第一項及び第三項から第五項まで、第十九條の三において準用する勤務時間條例第十一條の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七條の二第二項、第四項、第七項及び第九項、第十九條の四において準用する勤務時間條例第十一條の二第二項並びに勤務時間規則第七條の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九條の五において準用する勤務時間條例第十一條の三第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七條の三第三項、第四項及び第七項から第九項まで、第二十一條において準用する勤務時間規則第七條第二項及び第三項、第十八條第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項並びに第二十五條第二項第二号、第二十二條第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第四項、第五項及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第二十五條において準用する勤務時間規則第三十條第二項

4及び5 (現行のとおり)

第三十八條 (現行のとおり)

三及び第二十七條の四の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第二十四條の二から第二十八條まで (略)

(報酬の減額免除)

第二十九條 條例第十二條第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合とする。

2及び3 (略)

第二十九條の二から第三十六條まで (略)

(派遣)

第三十七條 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 第十九條において準用する勤務時間條例第七條各項、第十九條の二において準用する勤務時間規則第七條第一項及び第三項から第五項まで、第十九條の三において準用する勤務時間條例第十一條の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七條の二第二項、第四項、第七項及び第九項、第十九條の四において準用する勤務時間條例第十一條の二第二項並びに勤務時間規則第七條の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九條の五において準用する勤務時間條例第十一條の三第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七條の三第三項、第四項及び第七項から第九項まで、第二十一條において準用する勤務時間規則第七條第二項及び第三項、第十八條第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項並びに第二十五條第二項第二号、第二十二條第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第五項、第六項及び第八項、第二十二條の二第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第二十五條において準用する勤務時間規則第三十條第二項

4及び5 (略)

第三十八條 (略)

別表第一から別表第三まで
(現行のとおり)

別表第一から別表第三まで
(略)